

秋田県告示第68号

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第46条第2項の規定により、次のとおり令和6年度前期技能検定（1級、2級、3級及び単一等級）を実施するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「令」という。）第66条第3項の規定に基づき、公示する。

令和6年3月1日

秋田県知事 佐竹敬久

1 等級別実施職種（作業）

(1) 1級及び2級について実施する職種（作業）

造園（造園工事作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業及び高周波・炎熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業及びマシニングセンタ作業）、非接触除去加工（数値制御彫り放電加工作業及びワイヤ放電加工作業）、鉄工（製缶作業及び構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業及びダクト板金作業）、めっき（電気めっき作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業）、切削工具研削（工作機械用切削工具研削作業）、ダイカスト（コールドチャンパダイカスト作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、プラスチック成形（射出成形作業及び真空成形作業）、酒造（清酒製造作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業及びFRP防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業及び化粧フィルム工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、化学分析（化学分析作業）、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業及び金属塗装作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

(2) 3級について実施する職種（作業）

造園（造園工事作業）、金属熱処理（一般熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業及びマシニングセンタ作業）、めっき（電気めっき作業）、仕上げ（機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、シーケンス制御（シーケンス制御作業）、建築大工（大工工事作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

(3) 単一等級について実施する職種（作業）

路面標示施工（溶融ペイントハンドマーカー工事作業及び加熱ペイントマシンマーカー工事作業）

2 試験方法

等級別実施職種ごとに実技試験及び学科試験を行う。

3 試験の期日及び場所

(1) 実技試験

ア 期日

令和6年6月6日（木）から同年9月8日（日）までの間において、秋田県職業能力開発協会が指定する日（造園職種及びとび職種において、暑熱対応の必要がある等の事情から上記日程を延期する場合、令和6年9月9日（月）から同年11月13日（水）までの間において、秋田県職業能力開発協会が指定する日）

イ 場所

秋田県職業能力開発協会から通知する。

ウ 問題の公表

実技試験の問題は、令和6年5月30日（木）に公表し、当該職種の受検者に秋田県職業能力開発協会から送付する。ただし、一部の職種については、公表しない。

(2) 学科試験

ア 期日

期 日	等級及び職種（作業）
令和6年7月14日（日）	3級 造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業及びマシニングセンタ作業）、めっき（電気めっき作業）、仕上げ（機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、シーケンス制御（シーケンス制御作業）、建築大工（大工工事作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）
令和6年8月18日（日）	(ア) 1級及び2級 造園（造園工事作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理

	<p>作業及び高周波・炎熱処理作業)、プラスチック成形(射出成形作業及び真空成形作業)、とび(とび作業)、防水施工(ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業及びFRP防水工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、化学分析(化学分析作業)及び塗装(建築塗装作業及び金属塗装作業)</p> <p>(イ) 3級 金属熱処理(一般熱処理作業)</p>
令和6年8月25日(日)	<p>1級及び2級 機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業及びマシニングセンタ作業)、鉄工(製缶作業及び構造物鉄工作業)、めっき(電気めっき作業)、ダイカスト(コールドチャンバダイカスト作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、建設機械整備(建設機械整備作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、左官(左官作業)及び内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業及び化粧フィルム工事作業)</p>
令和6年9月1日(日)	<p>(ア) 1級及び2級 非接触除去加工(数値制御彫り放電加工作業及びワイヤ放電加工作業)、建築板金(内外装板金作業及びダクト板金作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業)、切削工具研削(工作機械用切削工具研削作業)、酒造(清酒製造作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、表装(壁装作業)及びフラワー装飾(フラワー装飾作業)</p> <p>(イ) 単一等級 路面標示施工(溶融ペイントハンドマーカール工事作業及び加熱ペイントマシンマーカール工事作業)</p>

イ 場所

秋田県職業能力開発協会から通知する。

4 受検資格

- (1) 1級  
令第64条の2の規定に該当する者
- (2) 2級  
令第64条の3の規定に該当する者
- (3) 3級  
令第64条の4の規定に該当する者
- (4) 単一等級  
令第64条の6の規定に該当する者

5 受検申請に必要な書類

- (1) 技能検定受検申請書
- (2) 本人確認書類提出用紙
- (3) 実技試験又は学科試験の全部又は一部の免除を受けようとする場合は、その免除を受ける資格を有することを証する書面又はその写し

6 受検申請書の交付

- (1) 期間及び時間  
土曜日、日曜日及び祝日を除き、令和6年3月1日(金)から同年4月16日(火)までの午前8時30分から午後5時まで
- (2) 場所  
秋田市向浜一丁目2番1号 秋田県職業能力開発協会  
郵送で交付を求める場合は、秋田県職業能力開発協会へ問合せの上、取り寄せること。

7 受検申請書の受付

- (1) 期間及び時間  
土曜日、日曜日を除き、令和6年4月3日(水)から同月16日(火)までの午前8時30分から午後5時まで。  
郵送による申請の場合は、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と朱書きをし、書留郵便によること。受付期間内の消印があるものに限り受け付ける。
- (2) 場所

8 受検手数料

(1) 額

ア 実技試験

等級及び検定職種	手 数 料
1級、2級及び3級	
造園	18,200円
金属熱処理	18,200円
機械加工	18,200円
非接触除去加工	18,200円
鉄工	18,200円
建築板金	18,200円
めっき	18,200円
仕上げ	18,200円
切削工具研削	18,200円
機械検査	15,100円
ダイカスト	18,200円
電子機器組立て	18,200円
シーケンス制御	18,200円
建設機械整備	18,200円
家具製作	18,200円
建具製作	18,200円
プラスチック成形	18,200円
酒造	18,200円
建築大工	18,200円
とび	18,200円
左官	18,200円
防水施工	18,200円
内装仕上げ施工	18,200円
熱絶縁施工	18,200円
サッシ施工	18,200円
化学分析	18,200円
表装	18,200円
塗装	18,200円
フラワー装飾	18,200円
単一等級	
路面標示施工	18,200円

ただし、3級の実技試験を受検する者であって、当該実技試験の実施日が属する年度の4月1日（以下「基準日」という。）において23歳未満である者（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者（以下「在留資格者」という。）を除く。）の実技試験の手数料の額は、次のとおりとする。

検定職種	受検申請日において、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者（以下「雇用保険被保険者」という。）である者の手数料	受検申請日において、雇用保険被保険者以外である者の手数料
造園	9,200円	13,700円
金属熱処理	9,200円	13,700円
機械加工	9,200円	13,700円
めっき	9,200円	13,700円
仕上げ	9,200円	13,700円
機械検査	6,100円	10,600円
電子機器組立て	9,200円	13,700円

シーケンス制御	9,200円	13,700円
建築大工	9,200円	13,700円
フラワー装飾	9,200円	13,700円

また、3級の実技試験を受検する者であって、法に規定する公共職業能力開発施設の訓練生、認定職業訓練施設の訓練生（就職している者を除く）若しくは職業能力開発総合大学校に在学する者又は学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校に在学する者の実技試験の手数料の額は、次のとおりとする。

検定職種	基準日において23歳未満かつ雇用保険被保険者である者の手数料	基準日において23歳未満かつ雇用保険被保険者以外である者の手数料	基準日において23歳以上である者の手数料
造園	3,100円	7,600円	12,100円
金属熱処理	3,100円	7,600円	12,100円
機械加工	3,100円	7,600円	12,100円
めっき	3,100円	7,600円	12,100円
仕上げ	3,100円	7,600円	12,100円
機械検査	2,900円	5,600円	10,100円
電子機器組立て	3,100円	7,600円	12,100円
シーケンス制御	3,100円	7,600円	12,100円
建築大工	3,100円	7,600円	12,100円
フラワー装飾	3,100円	7,600円	12,100円

イ 学科試験 3,100円

(2) 納付方法

ア 技能検定受検申請書提出の際、納付すること。

イ 実技試験又は学科試験の免除を受ける場合は、当該試験に係る受検手数料の納付を要しない。

ウ 受検申請書提出後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合には、受検手数料を返還しない。

9 合格者の発表等

(1) 技能検定合格者発表

令和6年10月4日（金）（金属熱処理を除く3級の職種については同年8月30日（金）、実技試験の日程を延期した場合の造園職種及びとび職種については同年11月28日（木）までの間で知事が指定する日）に合格者の受検番号を秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」（<https://www.pref.akita.lg.jp/>）へ掲載するとともに、合格者に書面で通知する。

(2) 一部合格者への通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、秋田県職業能力開発協会が書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

1級又は単一等級の合格者には厚生労働大臣名の、2級又は3級の合格者には知事名の合格証書が交付される。

このほか、厚生労働大臣から、1級合格者には1級技能士章、2級合格者には2級技能士章、3級合格者には3級技能士章、単一等級合格者には単一等級技能士章がそれぞれ交付される。

10 受検についての問合せ先

秋田県産業労働部雇用労働政策課（電話018-860-2301）又は秋田県職業能力開発協会（電話018-862-3510）